

# 中国のWTO加盟と保険市場の開放

保険研究部門 沙 銀華

## 1. WTO加盟交渉の沿革

WTOは、世界各国間の物品、サービスの貿易に関するルールを扱う国際機関である。WTOへの加盟にあたっては、事前に加盟各国との相対の交渉で合意を取り付けておく必要がある。

中国のWTO加盟については、13年間に渡って交渉が続いてきた。昨年4月、朱首相の訪米により、中米交渉は大詰めを迎えたが、若干の事項で合意に到らず、翌5月、ユーゴスラビアの中国大使館被爆事件の影響で、交渉は中断した。

一方、日中間の交渉は7月に決着した。故小淵首相との会談で、朱首相は、「早急に（東京海上に続く）第二の（保険会社の）認可を発給できる方向で作業したい」との前向きな姿勢を示した。

8月には、中米交渉が再開し、11月、合意に達した。また、最大の難関であったEUとの交渉も、今年5月19日に合意した。そこでは、調印後2ヵ月以内に、EU保険会社7社に中国に進出する許可を与えると約束されており、7月末現在既に2社の許可が下った。

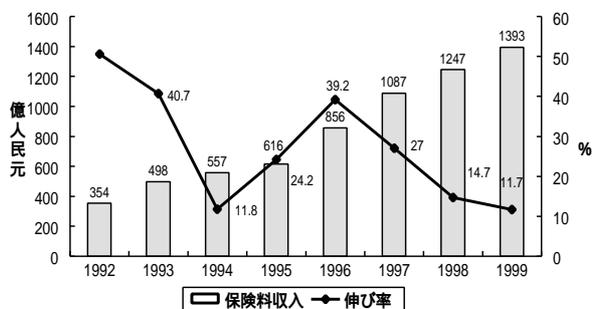
さらに、5月24日、米下院は、対中最恵国恒久化法案（PNTP）を採択し、中国のWTO加盟に関わる最後の難関がクリアされた。

## 2. 保険に関する中米・中欧合意の概要

改革開放後、中国の保険事業は急成長しているが（図表 - 1）、中国政府はこれまで保険市場の開放については、非常に慎重な姿勢をとっ

てきており、進出できた外国保険会社は16社に過ぎない。このため、WTO加盟に関する事前の相対の交渉では、保険市場の開放が大きなポイントとなった。中米合意および中欧合意文書の中には、保険市場の開放が、WTO加盟の条件として、明確に記載されている。中国への進出を望む外国保険会社、とくに欧米系保険会社は、ほぼ十年間にも亘って、辛抱強くその日を待ってきた。

図表 - 1 中国保険料収入と伸び率



（出所）中国統計年鑑、中国保険年鑑新聞報道より。

中国保険市場の開放に関する中米、中欧の主な合意内容は以下の通りである。

保険経営のライセンス：WTOへの正式加盟後、外国保険会社に保険経営のライセンスを発給する。発給数の数量制限は設けない。ライセンス取得の条件は、WTOの加盟国であり、保険業者としての経験が30年以上で、中国で事務所を連続して2年以上設置し、申請前年末の総資産が50億ドル以上であることだ。再保険分野は、加盟後即時にすべて開放する。

地理的制限の撤廃：現在、生損保、傷害保

険を経営する外国保険会社に課されている地理的制限措置は、3年後までにすべて取り除かれる。主要都市においては、2年以内に開放される。

業務範囲の拡大：加盟後2年以内に、これまで外国保険会社が経営できなかった団体保険、健康保険、養老保険（年金保険）が開放される。ただし、自動車の第三者責任保険（強制保険）は開放されない。

合併保険会社の持分：外国の生命保険会社は合併保険会社の50%の持分を取得することができ、合併のパートナーを選ぶことができる。外国の損害保険会社は、同51%の持分を持つことができ、かつ、2年以内に100%出資の子会社を設置することができる。

### 3. 保険業界と保険監督委員会の反応

中国の保険業界は、外国保険会社の進出について、「狼がくる」と表現している。某中国系大手保険会社の副社長は、「外国保険会社が中国に進出した後、高賃金、好労働条件で中国系保険会社の人材を奪う。これは、破壊的な略奪である。WTO加盟後は、もっと酷くなるだろう」と漏らした。中国側が外国保険会社の進出に対して強い抵抗感を持っていることが感じとれる。

外資進出の衝撃を緩和するため、中国系保険会社は分支機構の増設、国内の金融機関との業務提携、外国保険会社との提携（合併）などの措置を講じている。

他方、保険監督管理委員会（以下、保监会）も種々の措置を講じている。まず監督組織を強化し、北京、上海、深圳に分会を設置した。次に「保険会社の管理規定」の改正を始め、「外資保険会社の管理条例」、「外資と中外合併保険公司管理規定」、「精算師（アクチュアリー）法規」等を早急に制定するなど急速に法整備を進める方針である。保険代理人資格の試験回数も倍増された。また、最も注目すべきは、保监会が保険市場にメスを入れ、厳しく整理する姿勢を見せていることである。最近、米国2社、香港1社の事務所が、住所変更や年度報告、会社の年報を保监会に提出しなかったことを理由に事務所閉鎖の処分を受けた。

### 4. 日系保険会社が進出後直面する課題

中国に進出した日系保険会社は、激しい競争に直面するだろう。中国系保険会社との競争に加え、外国保険会社との競争も熾烈なものとなる。欧米系をはじめ、台湾系、香港系、韓国系等の保険会社との競争は、意外に激しくなリかねない。加えて、次の2点の課題がある。

人材をめぐる競争：保険専門人材の招聘と確保をめぐる競争は激しくなると予測される。急速な賃金引き上げと激しい人材流動化（転職ブーム）が既に起りつつある。従って、日系保険会社にとっては人材をマーケットから招聘するだけでなく、自ら育成し、現地化を図ることが必要になるだろう。

資産運用に関する課題：中国では保険資金の運用対象が少なく、銀行の預金、政府債券、金融債券、保监会が特定した社債への投資などしかない。このため、銀行の預金金利の引き下げは、保険会社の予定利率に大きな影響を与える（図表-2）。こうした環境では、資産運用が大きな課題となる。

図表-2 預金金利と保険予定利率の引き下げ

回数	日時	一年預金金利	保険予定利率
第1回	1996.5.11	9.18%	9%以上
第2回	1996.8.23	7.47%	8% - 9%
第3回	1997.10.23	5.67%	4%-6.5% (12.1調整)
第4回	1998.3.25	5.22%	4%-6.5%
第5回	1998.7.1	4.77%	5%前後
第6回	1998.12.7	3.78%	5%
第7回	1999.6.10	2.25%	2.50%

（資料）中国語新聞報道より

### 5. 保険市場開放後の展望

WTO加盟後、保険市場では、対中投資ブームが再び起き、保険関連のビジネスチャンスが増えるとともに、外国保険会社が今より簡単に進出できるようになる。それとともに、今後は、保険市場をめぐる争奪・混戦状態が激しくなり、それにより、経営破綻に追い込まれる保険会社が出ることも想定される。市場振興策だけでなく、消費者保護の措置があわせて整備されることが必要だろう。